

平成26年双葉町議会第2回定例会行政報告

平成26年第2回双葉町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、3年3ヵ月が経過致しました。町民の皆さんは依然として全国各地での厳しい避難生活を強いられており、町として町民の皆さんの不自由な生活を少しでも改善できるよう、職員一同取り組んでいるところであります。

3月定例会以降の行政経過についてご報告致します。

3月27日、町民が昨年12月27日に全員が退所され、その後、施設の修繕、整理等を進めておりました旧騎西高校避難所の閉鎖を上田埼玉県知事、大橋加須市長を始め、お世話になった関係機関等への御礼と報告を行ってまいりました。

4月1日、業務体制の一部を見直し、双葉町役場いわき事務所に生活支援課を配置し、郡山支所及び埼玉支所の3箇所では応急仮設住宅等の対応を開始いたしました。また、町民同志のコミュニティの維持・確保を図ることを目的として、町民等しく利用いただくための町民交流施設「せんだん広場」を郡山市に開所いたしました。開所後6月13日までの利用者数は延べ767名となっております。

4月7日、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故以来、3年間休校しておりました町立ふたば幼稚園・双葉南小学校・双葉北小学校・双葉中学校の開校式並びに入園・入学式を勿来市民会館において挙行いたしました。幼稚園児1名・小学生4名・中学生6名、合計11名が、緊張した面持ちながら晴れやかに入園・入学しました。また、式典終了後には、それぞれの学校の「開校を祝う会」を開催いたしました。

当日は、町議会議員の皆様はもちろんのこと国会議員を始め、文部科学省、福島県教育委員会、いわき市の関係の方々など、多くのご来賓のご臨席を賜り、厳粛のうちにも盛大に開催されたところであります。学校開校までご支援、ご協力をいただきました関係者の皆様方に対し、深く感謝申し上げます。

4月20日、平成26年度春季連合検閲式が双葉郡8町村の消防団員約650名が一堂に会し広野町総合グラウンドで開催されました。当町からも全国の避難先から33名の消防団員が参加いたしました。式では、双葉地方町村会長の渡辺利綱大熊町長の観閲に続き、分列行進が行われ、双葉町消防団も、渡辺浩美訓練分団長の指揮のもと統制のとれた、堂々の行進を披露しました。

帰還困難区域の特別通過交通につきましては、町民の皆さんの絆の維持や被災地域の復興に資するため、通行証の有効期間を従前の最大3ヵ月間から、最大6ヵ月間に変更されております。また、申請受付時におきまして、郡内の国道6号線の路上においても、空間線量が依然として高い地点もあることから、引き続き若年者の通過等については、ご遠慮いただいているところです。

帰還困難区域への自家用車を用いた住民の一時帰宅につきましては、昨年度までの月1回の制限が緩和され、年間15回となり、より町民の皆さんの計画やご都合に合わせて一時帰宅が出来ることとなりました。本年度は、4月25日の開始から5月末日までの自家用車による一時帰宅累計実績数は、965世帯、2,261名となっております。バスによる住民一時帰宅も昨年度よりも頻度を増やし実施していただいております。5月は2日間で40世帯、60名の方々が、6月は2日間で17世帯、28名の方々が一時帰宅されております。

また、町では双葉町内の定期的なパトロールを実施し、一般町道の倒木撤去や危険箇所の補修、防災・防犯監視等に努めております。

急増するイノシシ等の野生動物の被害対策につきましては、昨年度に引き続き環境省が業者へ委託し、5月26日からハコワナ7基を町内各所に設置し駆除を実施しており、これまで6頭を捕獲しております。今後も農地等の荒廃や家屋への侵入による被害防止に努めてまいります。

町独自で実施しております双葉町内の空間放射線量の測定結果につきましては、これまでどおり福島県のシステムに登録し随時公表しております。現在、本年2月に実施した375地点の測定結果を、インターネットの福島県放射能測定マップ上に各市町村と共に公開しており、引き続き空間放射線量の把握に努めてまいります。

国の帰還困難区域における除染モデル実証事業につきましては、双葉厚生病院エリア・ふたば幼稚園エリア・山田農村広場エリアが終了し、環境省からそれぞれの箇所における除染前と除染後の空間線量を比較した低減率の報告があ

りました。各エリアの低減率は、双葉厚生病院エリアが67～71%、ふたば幼稚園エリアが66～73%、山田農村広場エリアでは39～80%とのことであります。しかしながら、除染後の線量が低い所でも3 μ Sv/h 程度であることから、その結果等も踏まえて、今後の帰還困難区域の除染への対応やモデル事業の追加実施を国に求めていると考えております。一方、避難指示解除準備区域における国の特別地域内除染実施計画については、本町では未策定であることから、早急に策定するよう国に強く求めているところであります。

甲状腺検査の実施につきましては、全国に避難されている39歳以下の町民の皆さんを対象として、全国組織の医療機関に検査を委託しております。その実施可能な医療機関において、平成25年度は356名の方が検査を受けられました。今後も実施可能な医療機関を増やすとともに受検しやすい環境整備に努めてまいります。

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査につきましては、いわき事務所、埼玉支所、ひらた中央病院において436名の方が受検されました。尿による内部被ばく検査につきましては、338名の方が検査を受けられました。

今後も継続的な内部被ばく検査を進めてまいります。

東日本大震災に関連する災害弔慰金につきましては、本年度4件が認定され10,000千円をお支払いし、大震災当初からの合計は123件、365,000千円となっております。

中間貯蔵施設につきましては、2月12日に佐藤福島県知事が石原環境大臣と根本復興大臣に対し申し入れた中間貯蔵施設の再配置案及び生活再建策並びに地域振興策への回答が3月27日にありました。しかし、その回答内容が双葉町・大熊町への2町集約以外の生活再建策・地域振興策については、抽象的な回答で不十分であったことから、国に再検討を求めることといたしました。

4月25日、国から中間貯蔵施設等に係る措置として、「中間貯蔵後30年以内の県外最終処分場の法制化」「借地を含めた用地の取扱い」「生活再建策・地域振興策」等について一定の前進した回答があったことから、5月1日に開催された双葉町議会全員協議会で国の回答内容を説明させていただき、議員の皆さんのご理解を得られたことから、国による中間貯蔵施設に関する住民説明会の開催を了承いたしました。

国による中間貯蔵施設に関する住民説明会は、双葉町、大熊町の町民等を対象に、5月31日から6月15日までの間、福島県内外で16回にわたり開催され、約2,600名（うち双葉町民約1,000名）の参加があったところ

です。

私も、公務の関係で県内1回、県外1回の出席が出来ませんでしたが、出席した会場では、住民の皆さんからの施設の安全性や土地への対応、生活再建策・地域振興策についての様々な不安や疑問、意見が出されましたが、国の答弁が、住民の皆さんが納得できる回答になっていないことも多くあったと認識しております。今後、住民の皆さんのご意見・ご要望を整理し、国には誠意ある対応を求めていくとともに、議会との協議、大熊町、福島県との連携を図りながら、施設の受入れの是非については、引き続き慎重に判断していく考えでありますので、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

町民の生活再建と町の復興に向けた取り組みにつきましては、平成25年6月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」及び平成26年3月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に基づく事業計画（実施計画）」に基づき、数々の取り組みを進めております。

まず、復興公営住宅の整備についてであります。いわき市、郡山市、南相馬市、白河市に町民がまとまって居住できる復興公営住宅の整備を福島県に要請し、国、福島県、受入自治体と協議を進めております。

平成26年4月1日から5月30日の間、平成26年度完成予定である県全体で528戸の復興公営住宅の第1期募集が行われ、双葉町民が優先して入居できる郡山市八山田（やつやまだ）団地及びいわき市下神白（しもかじろ）団地の住宅については、7月中旬に抽選会が行われ、平成26年度中の入居が予定されております。

今後、双葉町民が中心となって入居できる復興公営住宅として、町外拠点の中心となる「いわき市勿来酒井地区」をはじめ、「南相馬市上町（かみまち）地区」、「郡山市喜久田町地区」、白河市などで県による整備が本格化してまいります。復興公営住宅に入居を希望される方が、早期に入居できるよう、引き続き国、県、受入自治体との協議を加速させてまいります。

また、本年度は、ふるさと双葉町に強い思いを有する方の希望にお応えできるよう、双葉町の帰還・復興に向けた「双葉町復興まちづくり長期ビジョン」の策定に取り組んでおります。4月以降、双葉町復興推進委員会において、双葉町の将来像について、座談会形式による委員同士の熱心な議論が行われております。今後、委員会のご意見を踏まえて、ビジョンの策定を進めてまいります。

原子力損害賠償につきましては、平成25年12月に決定された国の原子力損害賠償紛争審査会による中間指針第四次追補に基づく精神的損害の追加賠償及び住宅確保に係る追加賠償の早期実現を国及び東京電力に求めてきたところ、精神的損害の追加賠償の請求受付が平成26年4月から開始されました。住宅確保に係る追加賠償の請求についても、早期に開始するよう、国・東京電力に求めているところです。

また、先般、他町の事例ですが、国の原子力損害賠償紛争解決センターにおいて、精神的損害の集団申立てに対する和解案が提示されました。町としては、こうした多くの被災者に共通する和解事例については、紛争解決センターに申し立てを行った被害者のみならず、同様の被害を被ったすべての被災者に等しく賠償されるべきと考えております。そのため、5月22日に双葉地方町村会の一員として、文部科学省、経済産業省及び東京電力に対して、原子力損害賠償審査会の指針に紛争解決センターの和解案を反映させ、被害実態に即した賠償を速やかかつ確実に実施されるよう、要望してまいりました。今後も長期にわたり避難生活を余儀なくされている町民の方の被害実態に沿った賠償がなされるよう、賠償指針・基準の見直しに向けて、国及び東京電力に対して継続して要求してまいります。

原子力損害賠償未請求者につきましては、東京電力によると、平成26年5月末現在において、仮払金受領後に本賠償請求を行っていない方が233人となっております。徐々に減ってきているものの、依然として未請求の方がおりますので、引き続き、こうした未請求者の皆さんに対する賠償請求の周知を進めてまいります。

双葉町弁護団への依頼件数は、平成26年5月末現在で延べ278世帯707人となっております。未請求者のほか請求手続きで課題を抱えている町民を支援するため、双葉町弁護団との連携を引き続き図ってまいります。

東京電力福島第一原子力発電所をめぐる情勢は、4号機の燃料取り出し、「地下水バイパス」の運用開始、地下水の原子炉建屋内への流入を抑える「陸側遮水壁」の着工など、前進が見られるものの、いまなお、汚染水タンクエリアからの漏えい事象や多核種除去設備（アルプス）の処理運転停止等が発生するなど、依然として多くの町民に強い不安を与えています。町としましては、引き続き国及び東京電力に対して、福島第一原子力発電所の事故収束を確実に行うよう求めていくとともに、引き続き福島県と連携して安全監視を強化してまいります。

最後に本定例会に提案致しました、案件について申し上げます。

専決処分の承認が 7 件、条例の一部改正が 3 件、平成 26 年度一般会計補正予算（案）が 1 件、諮問が 1 件、合わせて 12 件となりますので、慎重なるご審議を頂き、議決賜りますようお願い申し上げます。